

消防法関係

1) 消防法

第三章危険物

第十条

指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

2) 危険物の規制に関する政令

第三章 製造所等の位置、構造及び設備の基準

第二節 貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

（製造所の基準）

第九条

法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。

十九 指定数量の倍数が十以上の製造所には、総務省令で定める**避雷設備**を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（屋内貯蔵所の基準）

第十条

屋内貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

十四 指定数量の十倍以上の危険物の貯蔵倉庫には、総務省令で定める**避雷設備**を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

（屋外タンク貯蔵所の基準）

第十一条

屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

十四 指定数量の倍数が十以上の屋外タンク貯蔵所には、総務省令で定める**避雷設備**を設けること。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

3) 危険物の規制に関する規則

(避雷設備)

第十三条の二の二

令第九条第一項第十九号（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、令第十条第一項第十四号（同条第二項及び第三項においてその例による場合を含む。）及び令第十一条第一項第十四号の総務省令で定める**避雷設備**は、日本工業規格A四二〇一「**建築物等の雷保護**」に適合するものとする。

4) 総務省消防庁通達

消防危第14号

第4 その他の事項

- 1 日本工業規格の改正にあわせ、**避雷設備**について改正がされたが、適用にあたっては次の点に留意されたいこと（規則第13条の2の2）。
 - (1) 危険物施設の保護レベルは、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあつては、保護レベルをⅡとすることができること。
 - (2) 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えないこと。
 - (3) 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、**雷に対する保護**を行うこと。

●消防法に定める危険物一覧（主なもの）

表 消防法に定める危険物一覧（主なもの）

種類	品 名			
	消防法別表 (危険物の規制に関する政令)	物品名又は性質	指定数量	
第一類	酸化性固体	塩素酸カリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		塩素酸ナトリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		過塩素酸アンモニウム	試験結果による	
		無機過酸化ナトリウム	試験結果による	
		亜塩素酸ナトリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		臭素酸カリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		硝酸塩類	硝酸アンモニウム(第3種酸化性固体)	1,000kg
			硝酸ナトリウム(第3種酸化性固体)	1,000kg
		よう素酸カリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		ペルオキシニ二硫酸アンモニウム	試験結果による	
		亜硝酸ナトリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		過よう素酸ナトリウム(第1種酸化性固体)	50kg	
		過マンガン酸塩類(第1種酸化性固体)	50kg	
		三塩素化イソシアヌル酸(第3種酸化性固体)	1,000kg	
		無水クロム酸(第1種酸化性固体)	50kg	

		次亜塩素酸塩類	次亜塩素酸カルシウム・3水塩（第1種酸化性固体）	50 kg	
		重クロム酸塩類	重クロム酸アンモニウム（第3種酸化性固体）	1,000 kg	
		（第1種酸化性固体 50kg・第2種酸化性固体 300 kg・第3種酸化性固体 1,000 kg）			
第二類	可燃性固体	硫化りん	五硫化りん	100 kg	
		赤りん	赤りん	100 kg	
		硫黄	硫黄	100 kg	
			第1種可燃性固体 100 kg		
		鉄粉	鉄粉	100 kg	
		金属粉	アルミニウム粉	100 kg・500 kg	
			マグネシウム（塊状・棒状のものは非危険物）	100 kg・500 kg	
			亜鉛粉末	100 kg・500 kg	
		第三類	自然発火性物質及び禁水生物質	カリウム	カリウム
ナトリウム	ナトリウム				
アルキルアルミニウム	トリエチルアルミニウム				
アルキルリチウム	アルキルリチウム				
アルカリ土類金属	カルシウム（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
アルカリ金属	バリウム（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
アルキルリチウム	ブチルリチウム（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
黄りん	黄りん			20 kg	
金属の水素化物	水素化ナトリウム（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
	水素化リチウム（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
カルシウムの炭化物	カルシウムカーバイド（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
アルキルアルミニウム含有物	ジエチルアルミニウムクロライド（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
塩素化ケイ素化合物	トリクロロシラン（第2種自然発火性物質及び禁水生物質）			50 kg	
				第3種自然発火性物質及び禁水生物質	300 kg
第四類	引火性液体	特殊引火物	ジエチルエーテル	50 ㍓	
			二硫化炭素	50 ㍓	
			ペタン	50 ㍓	
			アセトアルデヒド	50 ㍓	
		第1石油類（非水溶性液体）	ガソリン・トルエン・ベンゼン・メチルエチルケトン	200 ㍓	
			ヘキサン・酢酸エチル・シクロヘキサン		
		第1石油類（水溶性液体）	アセトン・アクリロントリル・アクロレン・ピリジン	400 ㍓	
			ジエチルアミン・アセトニトリル		
		アルコール類	メチルアルコール・エチルアルコール	400 ㍓	
		第2石油類（非水溶性液体）	灯油・軽油・キシレン・酢酸アミル・スチレン・無水酢酸	1,000 ㍓	

	第2石油類（水溶性液体）	エチレン・アクリル酸・酢酸・アリルアルコール	2,000kg	
	第3石油類（非水溶性液体）	重油・クレオソート油・アニリン・ニトロベンゼン	2,000kg	
	第3石油類（水溶性液体）	エチレングリコール・グリセリン	4,000kg	
	第4石油類	ギヤー油・潤滑油・シリンダー油	6,000kg	
	動植物油類	アマニ油・ヤシ油・オリーブ油	10,000kg	
第五類	自己反応性 物質	有機化酸化物	試験により指定数量は区分する 第1種自己反応性物質 10kg 第2種自己反応性物質 100kg	
		硝酸エステル類		
		硝酸グアニジン		
		ニトロ化合物		
		アゾ化合物		
		ジアゾ化合物		
		ヒドラジンの誘導体		
		ヒドロキシルアミン		
		ヒドロキシルアミン塩類		
		アゾ化合物	アジ化ナトリウム	10kg
	有機化酸化物	クミルパーオキシネオカデカノエート	100kg	
	ニトロ化合物	ピクリン酸	10kg	
第六類	酸化性液体		過塩素酸	300kg
			硝酸	300kg
			過酸化水素	300kg

3 . 火薬類取締法関係

1) . 火薬類取締法

(許可の基準)

第七条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条又は第五条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2) 火薬類取締法施行規則

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第四条 製造設備が定置式製造設備であつて、火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行う製造施設における法第七条第一項の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

七の三 危険工室及び火薬又は爆薬の停滞量（火工品にあつてはその原料をなす火薬又は爆薬の停滞量）が百キログラムを超える火薬類一時置場にあつては、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。ただし、煙火等の製造所における危険工室及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵することができるがん具煙火を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるもの並びに導火線を保管する火薬類一時置場であつてその構造が第二十九条に規定する基準に比して同等以上であるものについては、この限りでない。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第四条の二

製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示で定める基準による避雷装置を設けること。

(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条

地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条の二

地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条

地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

(実包火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の四

実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、**第十二号**、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八条

煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第七号から**第十二号**まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

(避雷装置)

第三十条

避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(定期自主検査)

第六十七条の九

定期自主検査は、次の各号の規定により行なわなければならない。

- 一 一年二回以上毎年定期に行なうこと。この場合において、製造または貯蔵について繁忙期のある製造施設または火薬庫については、繁忙期の直前に一回は行なわなければならない。
- 二 製造施設又は火薬庫を大掃除した後、その構造、位置及び設備が法第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。
- 三 **避雷装置**、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かを検査すること。

3. 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

第三節 石油関連施設

(パイプライン)

第二十一条

石油鉱山におけるパイプラインの技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

- 4 パイプラインの保安施設については、次のとおりとする。
- 三 落雷によるパイプラインの損壊又は人への危害を防止するため、必要に応じて**避雷設備**が設けられていること。

第五節 その他の鉱山施設

(火薬類取扱所)

第四十条

火薬類取扱所の技術基準は、第三条及び第四条に定めるもののほか、この条の定めるところによる

- 九 建物には、落雷による建物の損壊又は人への危害を防止するため、適切な**避雷装置**が設けられていること。